

枚方市監査委員告示第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 4 年（2022 年）6 月 30 日

枚方市監査委員	勝 山 武 彦
同	分 林 義 一
同	西 田 政 充
同	上 野 尚 子

1. 監査の対象

(1) 対象部課

環境部 環境政策課
循環型社会推進室
循環型社会推進課
ごみ減量推進課
家庭ごみ業務第1課
家庭ごみ業務第2課
穂谷川資源循環センター
東部資源循環センター
希釈放流センター
環境指導課

(2) 対象事務

令和3年度（2021年度）における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査の期間

令和4年（2022年）4月1日（金）～令和4年（2022年）6月29日（水）まで

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

[循環型社会推進課]

○大型ごみ等の処理手数料に係る証紙による収入に関する事務処理について

本市における大型ごみ等の処理手数料については、市民の利便、収入事務の迅速化の観点から、特例的に証紙による納付が行われている。

証紙売りさばき人の指定等について、枚方市証紙条例に基づく告示行為が行われていなかった事例があった。また、大型ごみ持出しサポート収集において、職員が利用者に証紙を販売する際、領収書が発行されていなかった。

今後は、条例等に基づく事務を適正に行うよう要望する。

[ごみ減量推進課]

○ひらかた夢工房の活動状況等について

本市では、循環型社会の構築と焼却ごみの半減化を目指し、ごみの発生抑制、再使用、再生利用など、市のごみ減量施策を市民とともに推進するため、穂谷川清掃工場敷地内にリサイクル施設としてひらかた夢工房を設置し、市民活動の拠点として様々なリサイクル活動に取り組んでいる。

同工房では、運営要領で施設の利用要件等が定められているが、登録申請が出ていない人の出入りや、ボランティアの届出が毎年出されていない事例が見受けられた。また、市の施設を利用しているにもかかわらず、ひらかた夢工房各グループの活動状況がわかる資料の提出を求めているため、各グループの活動内容を確認することができない状態であった。

今後も、市施設を拠点とした市民グループの活動を支援するという本事業の継続に当たっては、無償での施設利用など市と市民の協働事業としての位置付けをより明確にした上で、市民への説明責任を十分果たし、透明性のある事業として実施していくよう要望する。

[家庭ごみ業務第1課・家庭ごみ業務第2課]

○ごみ出し支援の実施状況について

家庭ごみ業務第1課では、家庭から排出されるごみを収集場所まで持ち出すことが困難な高齢者や障害者等に対し、ごみの個別収集等を行うごみ出し支援を実施している。

本市の高齢化率は、令和元年に約28%となり、令和31年には約43%になると見込まれており、これまで以上にごみ出し支援へのニーズは高まることが必至であることから、今後、それらの状況に応じた収集体制を整え、対象者の拡充も含めた取組をより一層推進するよう要望する。

○資源ごみの持ち去り防止に係る取組について

本市では、市民の安全で安心なごみ排出環境の保全及び不法投棄の防止等を目的に枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例の一部を改正し、資源ごみ等の持ち去りを禁止している。これまでも、所管警察署と情報を共有しながら合同でパトロールを実施する等の取組を行っているが、持ち去り行為は依然として発生している状況である。

今後も引き続き、安全・安心な市民生活を確保するため、より効果的なパトロールを実施するなど、持ち去り行為の抑止に向けた取組を進めるよう要望する。

[穂谷川資源循環センター・東部資源循環センター]

○ごみ処理施設の維持管理等について

本市では、平成20年稼働の東部清掃工場と昭和63年稼働の穂谷川清掃工場第3プラント（以下、「第3プラント」という。）の2所体制でごみの焼却を行っている。第3プラントは稼働から30年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、京都府京田辺市と枚方京田辺環境施設組合を設立し、可燃ごみ広域処理施設（以下、「新施設」

という。)の建設を進めている。新施設の稼働は、当初計画より約2年遅れ、令和7年度の予定となっており、それまでの間、第3プラントを安全かつ安定的に稼働できるよう、今後も引き続き、施設の不具合の早期発見、早期対応の処置に努め、設備補修等を適切に行うよう要望する。また、新施設の稼働にあわせて予定されている東部清掃工場焼却施設の運転管理の枚方京田辺環境施設組合への移管についても遺漏なく進め、円滑なごみ処理を継続するよう要望する。

なお、東部清掃工場内でごみを搬入していた従事者がごみピット前の前室に転落する事故が発生しており、施設内の安全対策を十分図るよう要望する。

[環境指導課]

○PCB廃棄物の適正処理に向けた取組について

国においては、ポリ塩化ビフェニル（以下、「PCB」という。）は健康及び生活環境に係る被害を生じるおそれがある物質であるため、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」を制定し、国内のPCB廃棄物の期限内処理に向けた取組を行っている。

高濃度PCB廃棄物については令和3年3月31日に処分の期限を迎え処理が完了していることとなっているが、期限後に当該廃棄物が市内で発見される事例も発生しており、今後も同様の事例があった場合には、適切な指導を行うよう要望する。あわせて、低濃度PCB廃棄物については令和9年3月31日が処分の期限となっていることから、掘り起こし調査によりその把握に努めるなど、期限内処理に向けた取組を引き続き進めるよう要望する。

[環境政策課]

[希釈放流センター]

特に指摘すべき事項はなかった。